

「東松島市空き家等対策・利活用計画（案）」の策定に関するパブリックコメント結果について

番号	パブリックコメント内容	回 答
1	<p>今回の現状調査は、大変有意義で今後の課題解決の糸口に繋がると思います。ただ、「相談窓口」を市役所内（復興政策課）に設けることや「空き家等対策協議会」の設置などは、従来の行政主導型の地域課題解決の手法であり、今後数十年単位で続く「空き家空き地問題」を考える上で、有効な手段とは言えないと思います。民間側の組織や団体の育成、支援を行うことで、空き家の維持管理等のハード面や、空き家バンク登録や移住定住等への利活用を行うソフト面など、民間主導型の地域課題解決に繋がる試みが、これからは求められると思います。</p> <p>計画実現に向けてのロードマップも、具体的な行動を誰が責任を持って行うのかが不明確であり、コスト負担もどうするのが問われて来ると思います。たとえば最初に空き家バンクへ登録を促進するために、税の減免等の当事者負担の軽減を図るなど、メリットのある施策を打ち出し、市民に空き家への関心を喚起することから始めたら良いと思います。</p>	<p>「相談窓口」の市役所内への設置については、市役所内において空き家に係る相談窓口が明確でなかったことから、市民の皆様の利便性の向上や対策及び利活用の促進を考慮し窓口の一本化を図りました。ただし、ご意見をいただいたとおり、民間主導での空き家の対策・利活用への発展的な移行を見据えたものであり、地方創生の観点からも空き家に係る分野のみならず、様々な分野で官民連携又は民間主導による地域課題の解決を図るための体制作りを図ってまいります。</p> <p>一方、「空き家等対策協議会」については、主に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいた空家の適正な管理を実施していく過程において、適切な管理が行われていない空家を特定空家と認定し、助言・指導から行政代執行に至る報告・協議を実施する機関でありますので、民間活力の導入と併せて執行機関としての体制整備も推進していきたいと考えます。</p> <p>ロードマップについては、あくまで本計画において一定の方向性を示した上で、計画策定後に庁内における空き家等対策連絡調整会議及び庁外有識者を含めた空き家等対策協議会において、上記の民間活力の導入も含め、空き家の実情や課題に合わせたアクションプランを計画・実施してまいります。</p>